平成２５年（フ）第４７号
兵庫県西宮市高畑町２番35―312号
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目29番10―302号
債務者　南里みなみ
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目１番41号
債務者　マリン環境設備こと　岡部　弘昭
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目１番41号
債務者　岡部奈保子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９６号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目13番14号
債務者　四宮　乃之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市甲陽園西山町１番50号アメニティ・ウエスト・マウンテン205号
債務者　永江　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０９号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番地の２若葉荘
債務者　林田　裕一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県洲本市上内膳454番地３高谷様方、前住所兵庫県洲本市由良３丁目13番12号
債務者　新島　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
奈良市中登美ケ丘４丁目１番地　ローレルスクエア登美ヶ丘第Ⅰ期７―102号
債務者　青木健太郎
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
奈良市朝日町１丁目1885番地の16　グランシャリオB101号
債務者　平尾真知子（旧姓北村・南谷）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
鳥取県倉吉市八屋164番地
債務者　福井　昌一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
鳥取県米子市東山町58番地１　イーストヒルズ10号
債務者　北村　義弘
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２０１号
鳥取県米子市和田町3456番地
債務者　安達　和美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１９９号
山口県下関市菊川町大字下岡枝185番地４
債務者　松田　一道
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
福岡県柳川市三橋町江曲104番地10
債務者　井上　裕之（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
北九州市戸畑区高峰３丁目５番33号
債務者　星野　博子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４９号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目15番７―202号
債務者　岩本　道子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部